

会 議 録

								記録者		寺田 文正	
供覧	部長		次長		課長		補佐		主査・係長		グループ員
件 名		令和6年度第2回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会									
年月日		令和6年8月19日（月）									
時 間		午後1時30分～午後3時									
場 所		龍ヶ崎市役所5階全員協議会室									
出席者		被保険者代表：小嶋委員、高野委員、松井委員 医療担当者代表：石川委員、野上委員、松野委員 公益代表：伊藤委員、杉野委員、百瀬会長、石井委員 行 政：健康スポーツ部 足立部長 （事務局）保険年金課 藤田課長補佐、高橋主幹、記録者									
会議の内容		議事（1）令和6年度国民健康保険税の本算定結果について （2）龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部改正（案）について （3）その他									
発言の内容											
事務局		本日は、お忙しい中、ご出席をいただき、ありがとうございます。 会議に先立ち、会議資料の確認をお願いします。 事前にお送りした「令和6年度 第2回 龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会」の会議資料をお持ちでない方は、お配りしますので、お申し出ください。 （会議資料の持参確認） その他、本日「令和6年度 第2回 国民健康保険運営協議会における事前質問に対する回答」と書かれた資料とその関連資料を、机の上に置かせていただいておりますのでご確認ください。 改めまして、ただ今から、「令和6年度 第2回 龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。 ここで、事務局より2点ほどお願いがございます。 まず、1点目です。 本日の会議は、会議録作成のため、会議中のご発言を全て録音させていただきます。あらかじめご了承ください。 ご発言の際は、挙手の上、議長からの指名を受けたのち、マイクスタンドのスイッチを押して、赤いランプが点灯してから、ご発言をお願いいたします。 そして、ご発言が終了しましたら、もう一度スイッチを押して、赤いランプを消していただきますようお願いいたします。 次に、2点目です。 本協議会は、被保険者の皆様、現役の医療機関関係者、大学関係者、社会保険労務士、市議会議員など様々な分野から、ご参加いただいております。会議に費やせる時間も限られております。 したがって、会議時間は最大で午後3時までとさせていただきますので、ご了承ください。 では、議事に入ります前に、本日の委員の出席状況等を報告いたします。									

事務局	定員１２名のところ、出席が１０名です。 龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則、第４条の規定のとおり、各代表から１名以上を含む過半数の出席をいただいておりますので、本会議が有効に成立していることを報告いたします。 続いて、傍聴者でございますが、本日の会議の傍聴希望者はありません。 次に、会議録に署名をお願いする委員を指名させていただきます。 会議録は、開催ごとに作成し、会長以外に、２名の委員からご署名をいただいております。 ご署名をいただく方は、会議に出席いただいた委員の中から、なるべく偏らないかたちで、事務局で選ばせていただいております。 本日の協議会につきましては、石井 治美委員、小嶋 三枝子委員の両名に会議録の署名をお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。 (両委員了承) ありがとうございます。 両委員には、後日、事務局から会議録の原案をお送りいたしますので、内容のご確認と、ご署名をお願いいたします。 それでは、本日の議事に入らせていただきます。 龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則、第４条に「会長は、会議の議長となる」との規定がございますので、ここからの進行は、百瀬会長にお願いしたいと存じます。 百瀬会長、よろしくお願いいたします。
百瀬会長	百瀬でございます。 本日も、委員の皆様のご協力をいただきながら、大役を務めたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、これより本日の次第にしたがって、協議会を進めてまいります。 議事第１号「令和６年度国民健康保険税の本算定結果について」、また、これに対する事前質問もございましたので、事務局より併せて説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議事第１号「令和６年度国民健康保険税の本算定結果について」説明をさせていただきます。 (会議資料参照) 議事第１号「令和６年度国民健康保険税の本算定結果について」の説明は以上となります。 続きまして、事前質問をいただいておりますので、回答書に基づき説明いたします。 (事前質問書の回答参照) 以上、議事第１号「令和６年度国民健康保険税の本算定結果について」の説明及び、事前質問に関する回答となります。
百瀬会長	ありがとうございました。 事務局より、議事第１号、及びこれに対する事前質問への回答について説明がございました。ご質問、あるいはご意見等がある方は挙手の上、ご発言をお願いします。 いかがでしょうか。
石井委員	事前質問に対する回答に関する質問です。 １－①の単独世帯が増加しているとのことですが、高齢者の単独世帯化というのは、外国人の方は１人で転入してくるのは分かりますが、高齢者の単独世帯は現状の世帯を分離させているということでしょうか。

事務局	ご質問にあったとおり、現状の世帯を分離させて高齢者のみの世帯としている世帯も確かに増加しているところではあります。 市外から転入してきた際に、同一の世帯にすることによって法定軽減の対象とならないことや、国民健康保険以外への各種サービスの影響を考慮して世帯を分けられているというご家庭もあります。 外国人だけでなく、各種法令の適用等を考慮して単独世帯を選択している傾向があるかと思います。
石井委員	私も理解しているところではありますが、世帯を分けることの制限をしたり、実態としては同一の家に居住していて、そうしますと例えば、介護保険等の制度では、息子や娘と同一世帯だと課税世帯になるが、世帯を分離することで非課税世帯となり、保険料やサービスの自己負担額が有利になるという点については、どのようにお考えですか。 市町村によっては、実態に伴っていないと申請を受け付けないということも聞いておりますが、今のところ龍ヶ崎市では事務的な手続きで終わっておりますが、今後見直しや、実態調査を実施することなどは行わない予定ですか。
事務局	ご指摘いただいたとおり、各制度の給付や税賦課等に影響のある世帯の分離、あるいは単独世帯の形成ということが起こり得るところではあります。 国民健康保険担当部署としましては、あくまで世帯を同一にするか、分離するかにつきましてはご相談等をいただいたご本人あるいはご家族の意思決定に基づきお手続きするようお願いしております。 また、県及び国から毎年10月に居住実態調査などで、世帯を分離したことが疑わしい世帯などを調査する保険資格の適用適正化を図る強化月間などがありますので、そのようなタイミングで可能な限り調査するよう努めております。
百瀬会長	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。 では、伊藤委員お願いします。
伊藤委員	今の問題ですが、同居していてもお財布は別としている家庭もあると思いますので、各家庭の意見を尊重して行っていただきたいと思います。
百瀬会長	ありがとうございます。 事前質問に関する回答の中で、保険税の上昇率を抑える施策というのは難しいとありました。 更なる国費の投入など、県知事会などを通して国民健康保険全体の見直しを求めていくのとは別に、市のできることは収納率の改善が考えられます。龍ヶ崎市の収納率 94.6%は県内の他の市町村と比べて高いと理解しておりますがよろしいでしょうか。
事務局	現年度の収納率 94.6%は上位ではありませんが、県内で8から10番目ぐらいの収納率となっております。
百瀬会長	収納率を今後更に上昇させるためにどのような対策がありますか。
事務局	検討段階ではありますが、国民健康保険への加入が増えている外国人の収納対策をどのように行っていくか、今年度収納対策の内容を国民健康保険担当部門で詰めまして、最終的には納税部門とも調整できればと考えております。
百瀬会長	外国人の方が増えているということですが、国民健康保険被保険者に占める割合はどの程度ですか。
事務局	割合で回答することは難しいところです。日々業務を行っている中で、体感の割合としましては、毎週、窓口では、国民健康保険に40人から50人程度が加入している状況です。1か月あたり200人程度、国民健康保険に加入していると思われます。 その中で、龍ヶ崎市に定住される方は極僅かで、1か月程度すると他の市町村に転出される方が大半となっております。

百瀬会長	外国人の被保険者の方は短期間で転入・転出されているということですか。
事務局	ご理解のとおりです。
百瀬会長	短期間で転出されますと、保険税の徴収が難しいと思いますが、事務的に対応できていますか。
事務局	短期間で転出する外国人の被保険者につきましては、収納対策が課題となっております。 そのような状況から本年度収納部門と収納対策について協議を進めていきたいと考えております。 また、現状実施できる対応としましては、日本語のほか 10 言語に対応した国民健康保険税及び、国民健康保険制度に関するパンフレットを配布しております。外国人の被保険者に対して、これらのパンフレットに記載された 2 次元コードを読み込んでいただくことで 10 言語での案内ができ、外国人の被保険者に国民健康保険制度及び、国民健康保険税の収納についての周知に努めております。
百瀬会長	はい。ありがとうございます。 その他、ご意見等はございますか。
伊藤委員	平均的な一般家庭（世帯年収 458 万円）の保険税がどの程度になるかと思い、事前質問をさせていただきました。今回お示しいただいた計算によると、年収の 1 割以上の保険税を払っていることになります。やはり国民健康保険税は高いと感じます。現在、一般会計からの繰入はしない方針かと思います。国がそのように強く言っていますが、一般会計からの繰入も必要なのではないかと思うのと同時に、国及び県がもう少しこのようなところに援助や補助をしてもらってもいいのではないのかと保険税の算定結果を見て強く感じました。本当に国民健康保険税は高いと思います。
百瀬会長	ありがとうございます。 被用者保険に入っている方の保険料は会社の負担と併せて給与や賞与の 10% 程度です。本人の負担は労使折半で 5 % です。賦課ベースが異なるので、単純な比較はできないかもしれませんが、国民健康保険税は高いなと思います。
石井委員	国民健康保険税は前年所得の 10% 程度と、介護保険がある方はその分も支払うようになります。事業主負担分や給与等からの天引きであるため、お気づきにならないだけで社会保険よりは保険料自体は安い場合もあるかもしれません。ただし、それにあわせて夫・妻の 2 人分なのか、どちらか一方のみなのか分かりませんが、国民年金も支払いますので、それらを含めた負担は保険料率だけで見ると社会保険とほぼ同程度にはなっているかと思います。 以前から国民健康保険に加入されている方というのは農業や自営業などの方であったのが、失業され再就職までの繋ぎで加入されている方など、様々な方が加入しています。国民健康保険と社会保険とで、どちらの負担が多いか少ないかというところもありますが、前年度の収入はあるが、今年度は 0 という方もいますし、法定軽減やそれ以外の減額制度や、国民健康保険以外の補助や補填の制度も含めて、加入者の状況などの推移をみて、今後も保険税率を決定していかなくてはいけないのではと思います。 また、先ほど、事前質問の回答にもありましたが、10 月以降はさらに被用者保険の適用拡大が進みます。例えば今までパートで週 3 日働いていた妻などが、今後、その適用拡大により社会保険に切り替えるようになります。保険料の半分はもちろん会社負担になりますが、妻の分の国民健康保険税の税收減となります。また、その世帯に子どもがいれば、社会保険の被扶養者であれば保険料が無料になるため、妻の被扶養者にできないかということも言われますが、被扶養者については、世帯のなかで収入の高い方の扶養になるということで、夫の方の収入が高ければ、国民健康保険のままとなりますので、少し歪みというか、そういったところも出てくるかと思っています。 最後に少し長くなりましたが、先ほどの外国人の方の短期間加入による未納分です

石井委員	が、やはり実習生や技能実習生といったいわゆる労働目的の方も含め、多くの方が龍ケ崎市・稲敷市など、この県南地域に転入してきています。例えば今日、成田に着いて入国し、今日、外国人登録の手続きとしますと、今日から国民健康保険に加入することとなります。ですが、そういった方で労働目的の方は、1か月間の研修、日本語の練習や今後の受入先との調整などが済みますと、翌月からは事業所などに配置され、おそらく「実習生」という身分で社会保険に加入します。ですので、やはりそういった方が、それぞれの配置先で社会保険に加入するまでの1か月間にも国民健康保険で保険税が発生していて、それが滞納になってしまうことを理解していないということと、また仕組みとして、そういった方の雇用主や企業が日本に入国したときから、国民健康保険ではなく社会保険に加入させるということにできないのにも問題があるかと思います。社労士の立場としては、社会保険の取り扱い承知していますが、今後、国保と社保の両方を考慮した制度設計にも期待していきたいと思います。
百瀬会長	ありがとうございます。 外国の方は当然、前年所得がありませんので仮に収納できたとしても、その保険税は少額となるのでしょうか。
事務局	外国の方から入国された方は、前年の日本での課税所得はありません。また、大半が若い方ですので医療給付費分、後期高齢者支援金分の均等割が7割軽減された額で課税されております。
百瀬会長	分かりました。ありがとうございます。 他にはいかがでしょうか。 ご質問等が無ければ議事第1号については、ここまでとさせていただきます。 続きまして、議事第2号「龍ケ崎市国民健康保険条例の一部改正（案）について」、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議事第2号「龍ケ崎市国民健康保険条例の一部改正（案）について」説明をさせていただきます。 （会議資料参照） 以上、議事第2号「龍ケ崎市国民健康保険条例の一部改正（案）について」説明となります。 また、別紙「龍ケ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」新旧対照表の添付が漏れておりましたので、後ほど、配布させていただきます。申し訳ございませんでした。
百瀬会長	ありがとうございます。 議事第2号につきまして、説明がありました内容にご質問等がありましたら挙手の上、ご発言をお願いします。
伊藤委員	この条例の改正前後で何がどのように変わるのかももう少し、具体的に説明をお願いします。
事務局	今回の改正は、国民健康保険法の各条項が加除・変更されたことから、それに対応するよう市の国民健康保険条例の条文の加除や、引用する条項の変更などをしたものです。 まず1点目は、国民健康保険法第9条第9項の改正で、第5項に移動されたことで、その移動と整合性を図るため、市の国民健康保険条例も同様に移動させたものです。 2点目の被保険者証の返還については、今回の同法の改正により被保険者証の発行が行われないこととなり、それに伴い被保険者証の返還も行われなくなることから、被保険者証の返還の条文が削除されます。それに合わせまして市の国民健康保険条例も同様に該当部分を削除する改正を行います。

百瀬会長	国民健康保険法の各条項の加除・変更と整合性をとるため、龍ケ崎市の国民健康保険条例も改正することとしたことと、被保険者証については、そのものの発行ができなくなってしまうため、当然、返還の必要も無くなります。それを市の条例にも残しておくのは矛盾が生じるため「被保険者証の返還」部分を削除したとの理解でよろしいでしょうか。
事務局	お見込みのとおりです。 被保険者証の廃止及び条項の整理を行いました。
百瀬会長	承知しました。 被保険者証の発行は令和6年12月から廃止ということでよろしいでしょうか。 また、被保険者証の発行ができないことの周知についてはどのように行いますか。 有効期限が切れるまでは現在の被保険者証が使用できますが、例えば今年の12月以降に有効期限が切れてしまうような方が被保険者証を更新しようとしても、被保険者証は発行されませんので、マイナ保険証を利用するしかないのでしょうか。
事務局	はい。12月2日以降は被保険者証の発行ができません。 おっしゃるとおり、今年度の被保険者証一斉更新では、原則、有効期限が令和7年7月31日までの被保険者証が交付されております。有効期限まではそちらの被保険者証を使用できます。また、被保険者証一斉更新の際に、「被保険者証の交付が令和6年12月2日以降できなくなる旨」を記載した案内を同封させていただiki、被保険者の皆さまに周知を図っております。なお、12月2日以降の加入者・資格異動者への対応につきましては、被保険者証の交付ができなくなることから、それに代わる資格確認書を交付することとされております。 周知に関しましては、市公式ホームページでは12月2日以降、被保険者証の新規交付、再交付ができなくなる旨の記事を掲載しております。そのほかには、今後12月の直前の11月の市広報紙「りゅうほー」で被保険者証の交付ができなくなる旨の記事を掲載し、制度への理解や周知を図っていく予定です。
百瀬会長	承知しました。 はい、お願いします。
伊藤委員	すごく分かりにくい仕組みであると感じています。市公式ホームページは閲覧していませんが、被保険者の皆さんに分かりやすいお知らせをしていただくようお願いいたします。 それらに付随しての質問ですが、「最長で1年間は有効な保険証」が発行されるということで、例えば10月10日に発行された被保険者証は、来年の10月10日まで使用できるということになるということですか。
事務局	12月2日以降、最長で1年間保険証が利用できるとされていますが、龍ケ崎市の場合は、被保険者証の年次更新の際に、その有効期限は8月1日から翌年7月31日としておりますので、仮に今年の10月10日に被保険者証を発行しても、令和7年7月31日までの有効期限と統一しております。 また、12月2日以降に被保険者証を紛失した方などには被保険者証の交付ができませんので、被保険者証の代わりとなる資格確認書を交付することとなります。
小嶋委員	条例改正について、被保険証の文言の削除ということですが、改正内容新旧対照表のなかには、それに代わる「被保険者証を兼ねたマイナンバーカード」といったものの取り扱いなどといったことが記載されているのですか。
事務局	マイナンバーカードの健康保険証利用に関する取り扱いについての記載は、条例にはありません。
小嶋委員	被保険者証が無くなるということで必要なくなるので省くということが記載されているのに、「被保険者証を兼ねたマイナンバーカード」の取り扱いなどが追記されていない点について、疑問を感じています。そのことについて、どのようになりますか。
石井委員	会議資料3ページ、議事(2)「龍ケ崎市国民健康保険条例の一部改正(案)」につ

石井委員	いて」に記載されているマイナンバーカードと保険証の一体化に関する「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」という法律ができました。そのなかでマイナンバーに納税等に紐づけをする、保険証に紐づけをする、医療の内容についても確認できるようになるといったことが、この法律の中に入っています。この法律ができたため、保険証とマイナンバーが一体化になる法律に規定されていて、それらに基づいて被保険者証を廃止するということになりました。
百瀬会長	はい。この場合は国民健康保険の運営協議会で、マイナンバーカードについては管轄する部署が違うと思いますが、マイナンバーカードに関する周知、龍ヶ崎市でのマイナンバーカード普及状況を、分かる範囲で教えていただければと思います。
事務局	はい。マイナンバーカード自体の普及ですと現時点での数値など明確にお答えできませんが、マイナポイントの付与が昨年まで延長されていた関係で、その時期までに約7割から8割の方が申請・取得をされていると伺っております。 マイナンバーカードへの健康保険者証の利用登録につきましては、こちらも細かい数値はお答えできませんが、利用登録をすることでマイナポイントが付与されたので、マイナンバーカード自体と同様に利用登録を行った方が増加したとは伺っております。 また、マイナンバーカード自体の周知・広報について、総括や全体的な部分を実施しているのは、やはり担当課の市民窓口課となっております。保険年金課では、通常窓口の受付の際に、原則、国民健康保険・後期高齢者医療制度の方を対象として、健康保険証の利用登録や登録状況の確認などを承っております。
百瀬会長	はい。ありがとうございます。 他にはいかがでしょうか。
松野委員	条例に戻りますが、被保険者証が無くなるということで、マイナンバーカードを持たない方は資格確認書が交付されるということでよろしいですね。そうしますと「資格確認書の返還」に関する条文は記載しなくてもよろしいのですか。
事務局	資格確認書の返還ですが、医療機関受診のための証明として交付するもので、今回に条例改正にあたり、その返還に関しては国からの参考例にもそこまで示されていないため、詳細な部分については、今後、市の規則・要綱等で修正していくものもあるかと思しますので、確認してまいります。
百瀬会長	はい。 他にはいかがでしょうか。
伊藤委員	条例に関する意見を述べてもよろしいでしょうか。 私個人としてはマイナンバーカードそのものを否定しておりますので、今回の条例の「被保険者証の廃止」に関する改正については、いかがなものかと思うところがあります。
百瀬会長	ありがとうございます。 他にいかがでしょうか。 それでは、議事第2号については、ここまでとさせていただきます。 事務局よりその他について説明をお願いいたします。
事務局	資料3ページ、その他『次回運営協議会予定』についてご説明をさせていただきます。 (会議資料参照) その他の説明については以上となります。
百瀬会長	ありがとうございます。 先ほど、松野委員から質問のありました資格確認書の返還などは、次回の運営協議会で報告予定の「被保険者証の発行廃止に伴う規則・要綱等の改正」で、触れられる

百瀬会長	可能性もあると理解してよろしいですか。
事務局	規則・要綱等で被保険者証から資格確認書に代わることで、その返還に関する事などは確認中ですが、次回の協議会にて報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。
百瀬会長	ありがとうございます。 他にいかがでしょうか。
野上委員	運営協議会の予定につきまして、要望として発言させていただきます。 皆さまとてもお忙しい方々の集まりですので、令和7年度は年間スケジュールといったものなど、運営協議会の予定をある程度示していただければ、出席しやすくなるのではないかと要望いたします。
百瀬会長	事務局の方でご検討いただければと思います、
事務局	例年5月に第1回目がございますので、その際に年間のスケジュールをお示しできるように検討したいと思います。よろしくお願いいたします。
百瀬会長	他にいかがでしょうか。 ご質問、ご意見ございましたら挙手の上ご発言ください。 それでは、少し予定より早いですが、以上をもちまして本日の協議会を終了いたします。 長時間にわたる審議、会議の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。 以降の進行は事務局にお渡しし、議長の任を解かせていただきます。 事務局、お願いいたします。
事務局	百瀬会長、本日の議事進行、誠にありがとうございました。 冒頭にもお伝えしたとおり、本日の議事録の原案が完成いたしましたら、百瀬会長、石井 委員、小嶋 委員に会議録の確認、及びご署名をお願いいたしますので、その節はよろしくお願いいたします。 最後に、委員報酬について、簡単に説明をいたします。 市議会選出の委員以外の委員の皆様には、市の規定により委員報酬が支払われます。 後日、ご指定の金融機関口座に振り込ませていただきますが、詳細につきましては、改めて文書にてお知らせいたします。 委員各位におかれましてはご多忙な中、大変恐れ入りますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 なお、本日不足のありました資料「龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」新旧対照表につきまして、配布させていただきますのでご確認ください。 (別紙「龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」新旧対照表 配布) それでは、以上をもちまして、令和6年度 第2回 龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会を終了いたします。 本日は、大変お忙しい中、本会議へのご参加、誠にありがとうございました。
署 名	
会 長	_____
会議録署名人	_____

会議録署名人			
情報公開	公開 部分公開 非公開	非公開 (一部非公開を含む) とする理由 公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	(龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当) 年 月 日